

経営セーフティ共済に関する税制改正と対策

税制改正の概要

得意先からの売掛金が回収できない場合の連鎖倒産を防止するための制度として経営セーフティ共済がありますが、この掛金は全額損金になります。そのため、この制度が本来の趣旨を離れ、税金を繰り延べる目的で使われることも多かったです。しかし、次の経緯から税制改正がされることになったのです。

- 税金を減らす目的で使われている
- 解約手当金の返戻率が 100%となったタイミングで解約するケースが約 33%もある。
- 解約後、短期間で再加入が 80%以上もある。

「全額損金で税金を減らす→解約手当金 100%をもらう（何らかの経費を充て、課税されないようにする）→解約後、短期的に再加入し、全額損金で再度、税金を減らす」ということが繰り返されてきた訳です。

ただし、このような行為は「連鎖倒産の防止」という制度本来の趣旨から逸脱しています。そこで次の税制改正がされた訳です。

税制改正の具体的内容

税制改正により、「解約日から 2 年以内支払う掛金は損金にならない。」「令和 6 年 10 月 1 日以降の解約から適用する。」となりました。

結果、令和 6 年 10 月 1 日以降に解約し、その後再加入したとしても、解約日から 2 年以内に支払う掛金は経費にならないということです。

税制改正を回避する対策

これに関して、9 月「以降」の決算月ならば、こんな対策が考えられます。9 月決算を例に記載します。

- 決算月を 9 月から 8 月に変更（今期は 11 か月間）

- 経営セーフティ共済を 9 月に解約し、解約手当金 800 万円を「期首」で収益に計上する。
- 800 万円の収益には何かしらの経費を充当する。

こうすれば、解約による利益が計上される会社でも、今回の税制改正は回避することができます。ただし、そこまでやるかという論点がありますが・・・。

税制改正に関する全般的な考え方

今回の税制改正に限りませんが、税制改正には必ず「始まる日」や「始まる期」があります。これに関して覚えておくべきことは「封じられる節税方法を改正される前に使いたい。」、または、「新しく始まる納税者有利の税制改正を早く適用したい。」という場合は「決算月の変更」という方法があるのです。

その他決算月を変更する場合、 税務調査の対応

別の話にはなりますが、期末近くにスポットの大きな収益が上がる場合も決算月の変更をすることがあります。そうすれば、この大きな収益を期首で計上することができるからです。

なお、このような対策を前提に決算月を変更した場合、「次の期で元の決算月に戻してもいいか?」、「次の期でも同じようなことがあった場合、次の期でも決算月をまた前倒しにしてもいいか?」というご質問が出る場合があります。ただし、これが税務調査で問題になった話は聞いたことがありません。かなり強引に考えるならば、「租税回避のための決算月変更は認めない」とも考えられますが、かなり難しいでしょう。

だから、どちらのご質問も「税務的な問題はまずありません」という回答になります。

ただし、何度も決算月を変えると、各期の月数が変わり、業績の前期比較が非常に見づらくなります。そのため、基本的に、決算月の変更は緊急避難的に行うものとお考えください。

2024 年 6 月 ～お仕事備忘録～

夏季休暇がある場合は、事前取引先にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。

所得税の予定納税額の減額申請

7 月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合の他、2024 年分では扶養している家族分の定額減税相当額を含めて予定納税額から控除を受けたい場合等は、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が 15 万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

なお、今年は定額減税の実施により、第 1 期分の納期限は 9 月 30 日（例年は 7 月 31 日）、減額申請の期限は 7 月 31 日（例年は 7 月 15 日）となっていますので、お気を付けください。

夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をおきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

- ◆防犯・防火対策 → 専門業者に依頼するのか、社内担当を組むのか等の対策をしましょう。
- ◆郵便など配達物の扱い
→ 郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。
- ◆休暇中に出勤する社員の把握
- ◆社員の休暇中の連絡先の把握 → 緊急連絡に備えておきましょう。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

- 経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
- ◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！
- ◎何でも質問 OK です！

日程 2024 年 07 月 23 日(火)

時間 10 時～17 時（受付 9 時 45 分～）
会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円（税抜）【定員 5 社様】
*おひとり様追加毎に +5,000 円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblvPjigL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit

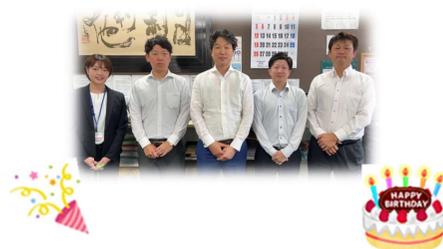


事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*6 月 3 日（月）

6 月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp